

## (2) 文化芸術創造都市推進事業

文化芸術の持つ創造性を生かした地域振興、観光・産業振興等に取り組む地方自治体を支援するため、情報の収集・提供、会議・研修の実施等を通じて、国内ネットワークを強化し、国全体が文化芸術の持つ創造性により活性化するための基盤づくりを進めています。

## (3) 文化芸術創造拠点形成事業

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、多様で特色ある文化芸術の振興を図り、ひいては地域の活性化に寄与することを目的とし、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業に対して支援を行っています（平成30年度採択実績：136件）。

## (4) 国際文化芸術発信拠点形成事業

2020年東京大会とその後を見据えた効果的な対外発信を行い、訪日外国人（インバウンド）の増加、活力ある豊かな地域社会を実現するため、芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他関連分野と有機的に連携した国際発信力のある拠点形成を支援しています（平成30年度採択実績：11件）。



Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018  
横浜ダンスパラダイス photo: Kota Sugawara



新潟県十日町市  
大地の芸術祭越後妻有アートトリエンナーレ  
レアンドロ・エルリッヒ「Palimpsest: 空の池」  
(Photo by Osamu Nakamura)

## 2 生活文化等の振興・普及

生活文化・国民娯楽は、我が国の文化芸術に広がりを与え、またそれを支える土台として機能しているとともに、和装や茶道、食文化など外国人がイメージする我が国の文化を数多く含んでいます。また、正に我が国の魅力そのものとして、観光振興や国際交流の推進等にも極めて重要な役割を果たしています。文化庁では、こうした生活文化等が持つ多様な価値と魅力を生かし発信するとともに、各分野に関する実態調査を行い、生活文化の振興等を図ります。

## 第9節

# 文化財の保存と継承

## 1 文化財保護制度の改革

文化財は我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の貴重な財産です。しかし、過疎化や少子高齢化

などを背景に文化財の継承の担い手が不足しており、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっています。

このような社会情勢を踏まえ、文化財をまちづくりなど他施策分野にも活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことができるよう「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立しました。

## （１）地域における文化財の総合的・計画的な保存活用へ

過疎化等の進展により、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財や文化財と一体性を有する周辺環境など貴重な資源が失われつつあり、地域に所在する文化財を総合的に把握し、その保存・活用に地域一体で取り組むことが必要であることから、国・都道府県・市町村間や他施策分野横断での連携強化のみならず、地域住民や民間団体等の主体的参加や協力も得ながら、地域社会全体での計画的な取組を促進します。

まず、都道府県が、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できるとし、域内の文化財の保存・活用に係る基本的な方針、広域区域ごとの取組、災害発生時の対応、小規模市町村への支援等を明示することで、都道府県が、市町村の区域を越える広域的な連携や、域内の市町村に対する積極的な役割の発揮を期するものです。

次に、市町村が、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できることとしました。

地域計画は、

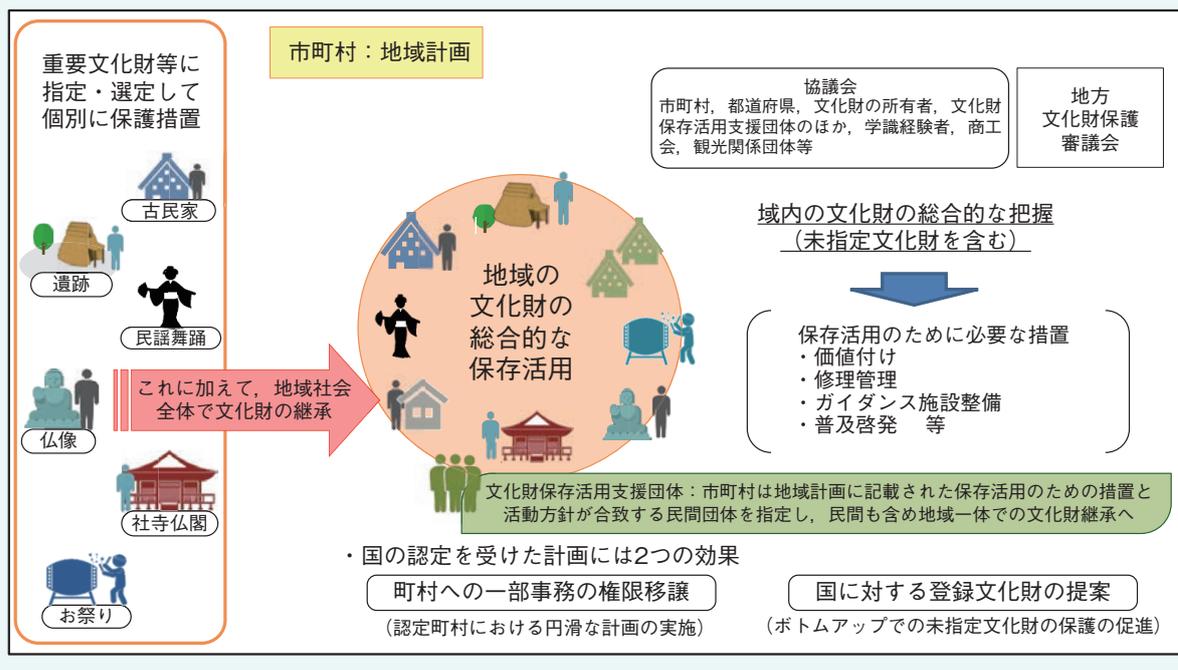
- ①当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- ②当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- ③当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- ④計画期間、その他

を明示するもので、その作成に当たっては、市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財の保存活用を支援する民間団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体など市町村が必要と認める様々な関係者から成る協議会を組織することができます。

作成した地域計画が国の認定を受けた場合の、国に対して登録文化財とすべき物件である旨提案できることとなっており、地域で見いだされた未指定文化財の保護について、国と地域の連携を一層強化しています。

また、国指定等文化財の現状変更の許可（重大なものを除く。）など、文化庁長官の権限が地方公共団体に移譲されている一部の事務について、都道府県・市のみならず認定町村にも特例的に自ら事務を実施できることとしています。

図表 10 市町村による文化財保存活用地域計画の取組イメージ



## (2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

文化財の価値や保存・活用の在り方について可視化を図り、適切な取組を計画的実施を促進するため国指定等文化財の所有者又は管理団体が、「保存活用計画」を作成し、国の認定の申請ができるようになりました。保存活用計画は、今後予定される修理や整備などの事業など、計画の実施に当たっては別途、現状変更等の許可などの諸手続を要することが想定されること、改正法では、計画で修理等の行為の内容や具体的な部位が特定され、かつ適切な行為であること等が認められ文化庁長官の計画認定を受けた場合には、通常個別に要する許可を事後届出で良いとするなど手続を弾力化することとしています。

## (3) 地方文化財行政の推進力強化

地方文化財行政の進展のためには、景観・まちづくり行政、観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能としたりすることが重要となります。

このため、行うことができる文化財保護に関する事務について、各地方公共団体が文化財保護に関する事務をより一層充実させるために効果的と考える場合には、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡などに留意しつつ、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を必ず置いた上で条例により、地方公共団体の長が担当できる特例を設けました（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正）。

また、地方公共団体における人材の充実を図るため、文化財の巡視や所有者等への助言等を行う「文化財保護指導委員」について、現在は都道府県に置くことができるとしているが、市町村にも置くことができるとし、日常的な管理の支援や防犯・防災対策等、地域に密接して専門的な人材が活動しやすい仕組みとします。

## 2 文化財の指定をはじめとする保存・継承のための取組

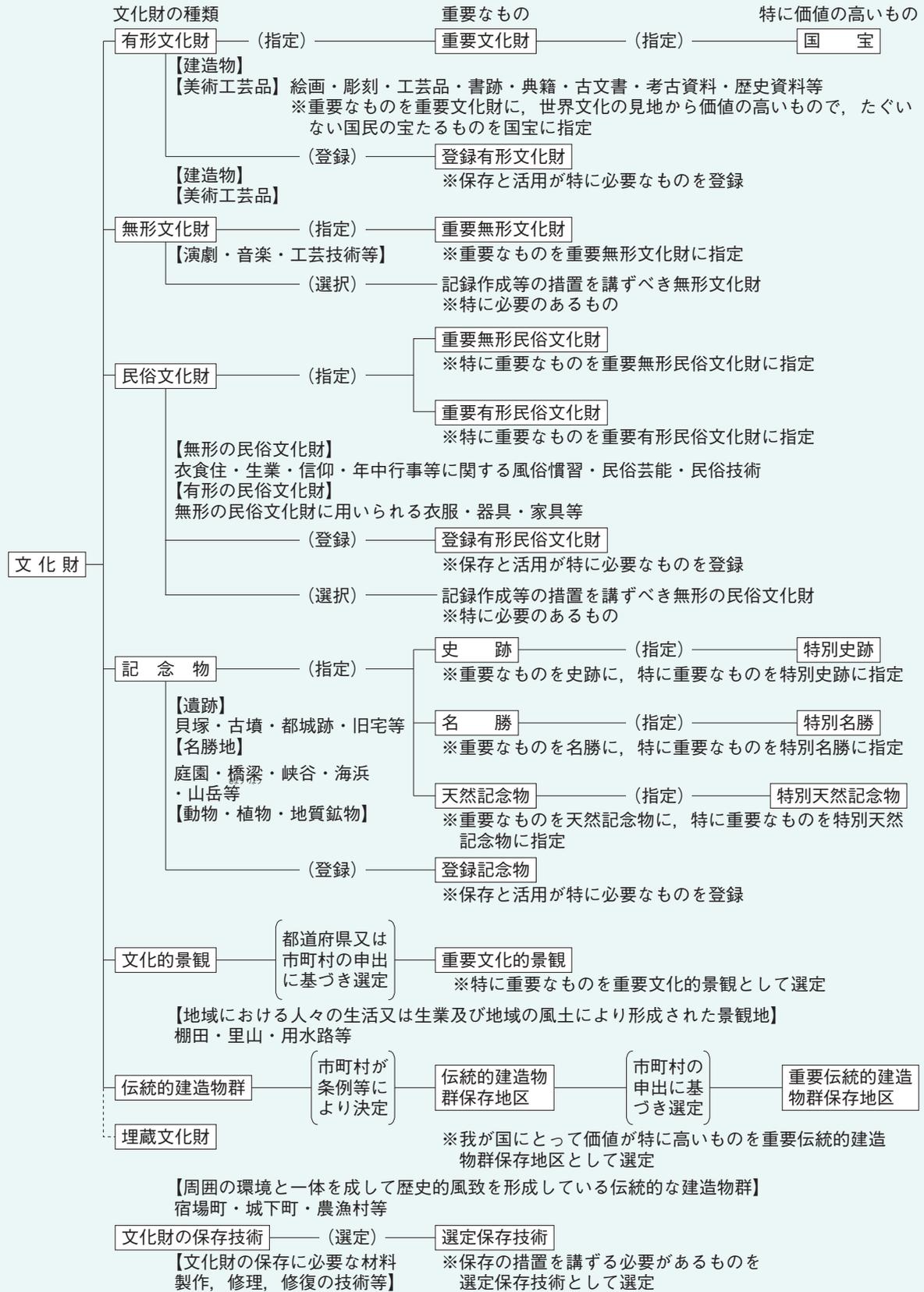
文化財は、我が国の歴史や文化の理解のため欠くことのできない貴重な国民的財産であるとともに、将来の発展向上のためなくてはならないものです。また、将来の地域づくりの

核ともなるものとして、確実に次世代に継承していくことが求められます。このため、文化庁は、「文化財保護法」に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定・登録し（[図表11](#)、[図表12](#)）、現状変更や輸出等について一定の制限を課する一方、有形の文化財については保存修理、防災、買上げ等、無形の文化財については伝承者養成、記録作成等に対して補助を行うことによって文化財の保存を図っています。

また、文化財の公開施設の整備に対して補助を行ったり、展覧会などによる文化財の鑑賞機会の拡大を図ったりするのみならず、地域の文化財を一体的に活用する取組に対しても支援を行っています。

図表 11

文化財保護の体系



図表 12

文化財指定等の件数

文化財指定等の件数

平成31年1月1日現在

【指 定】

1. 国宝・重要文化財

種 別 / 区 分		国 宝	重 要 文 化 財
美 術 工 芸 品	絵 画	161	2,026
	彫 刻	136	2,711
	工 芸 品	253	2,464
	書跡・典籍	228	1,913
	古 文 書	62	768
	考古資料	47	640
	歴史資料	3	213
計		890	10,735
建 造 物		(289棟) 226	(5,033棟) 2,497
合 計		1,116	13,232

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。

2. 史跡名勝天然記念物

特 別 史 跡	62	史 跡	1,814
特 別 名 勝	36	名 勝	414
特 別 天 然 記 念 物	75	天 然 記 念 物	1,028
計	173 (163)	計	3,256 (3,142)

(注) 史跡名勝天然記念物の件数は、特別史跡名勝天然記念物の件数を含む。  
史跡名勝天然記念物には重複指定があり、( )内は実指定件数を示す。

3. 重要無形文化財

	各 個 認 定		保 持 団 体 等 認 定	
	指 定 件 数	保 持 者 数	指 定 件 数	保 持 団 体 等 数
芸 能	36	51 (51)	14	14
工 芸 技 術	39	59 (58)	16	16
合 計	75	110 (109)	30	30

(注) 保持者には重複認定があり、( )内は、実人員数を示す。

4. 重要有形民俗文化財

220 件

5. 重要無形民俗文化財

309 件

【選 定】

1. 重要文化的景観

63 件

2. 重要伝統的建造物群保存地区

118 地区

3. 選定保存技術

選定件数	保 持 者		保 存 団 体	
	件 数	人 数	件 数	団 体 数
85	48	57	37	39 (34)

(注) 保存団体には重複認定があり、( )内は実団体数を示す。

【登 録】

1. 登録有形文化財 (建造物)

11,943 件

2. 登録有形文化財 (美術工芸品)

14 件

3. 登録有形民俗文化財

44 件

4. 登録記念物

107 件

【選 択】

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

635 件

## (1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産や考古資料、歴史資料で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。このうち、「建造物」以外のものを「美術工芸品」と呼んでいます。有形文化財のうち重要なものを「重要文化財」に指定し、さらに、重要文化財のうち世界文化の見地から特に価値の高いものを「国宝」に指定して重点的に保護しています。(図表13、図表14) また、近年の国土開発や生活様式の変化等によって、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機にさらされている近代等の有形文化財を登録という緩やかな手法で保護しています。

有形文化財は、木材等の植物性材料で作られているものが多く、その保存・管理には適切な周期での修理が必要であるとともに防災対策が欠かせません。そのため、修理等に要する費用や、建造物については地震や火災などのからの被害から建造物を守るための工事や必要な設備の設置、危険木対策などの環境保全事業に対する補助を実施しています。

図表13 平成30年度の国宝・重要文化財（建造物）の指定

### ○平成30年度の国宝（建造物）の指定

平成30年12月25日指定（1件）

玉陵たまうどろん [沖縄県那覇市]



国宝 玉陵（沖縄県那覇市）  
（写真提供：那覇市市民文化部）

### ○平成30年度の重要文化財（建造物）の指定

平成30年8月17日指定（9件）

- ・旧大沼家住宅きゅうおおぬま け じゅうたく
- ・臨江閣りんこうかく
- ・旧遠山家住宅きゅうとやま け じゅうたく
- ・旧平澤家住宅（松籟閣）きゅうひらさわ け じゅうたく しょうらいかく
- ・松榮家住宅まつぶさ け じゅうたく
- ・旧川上家別邸きゅうかわかみ け べってい
- ・中村家住宅（滋賀県長浜市八木浜町）なむら け じゅうたく し げ げんながはま し や ぎ はまちょう
- ・高座神社本殿たかくらじんじやほんでん
- ・阿弥陀寺本堂（旧紀伊藩台徳院霊屋）あみだ じ ほんどう きゅう き い はんたいとくいんたま や

平成30年12月25日指定（8件）

- ・旧相馬家住宅きゅうそうま け じゅうたく
- ・大前神社おおさきじんじや
- ・曹源寺栄螺堂そうげん じ きぎやう どう
- ・旧田中家住宅きゅうたなか け じゅうたく
- ・伊藤家住宅いとう け じゅうたく
- ・武知家住宅（徳島県名西郡石井町）たけち け じゅうたく とくしまけんみせうごんいし い ちやう
- ・有馬家霊屋ありま け たま や
- ・旧田代家西洋館きゅうたしろ け せいやうかん

## ○国宝（美術工芸品）

平成30年10月31日指定（計5件）

## &lt;絵画の部&gt;

- ・紙本著色日月四季山水図</六曲屏風>

## &lt;彫刻の部&gt;

- ・木造千手観音立像（蓮華王院本堂安置）
- ・木造四天王立像（所在南円堂）

## &lt;書跡・典籍の部&gt;

- ・紺紙金字大宝積経卷第三十二（高麗国金字大蔵経）

## &lt;古文書の部&gt;

- 〔菅浦文書（千二百八十一通）
- 〔菅浦与大浦下庄塚絵図

## ○重要文化財（美術工芸品）

平成30年10月31日指定（計50件）

## &lt;絵画の部&gt;

- ・紙本墨画淡彩野々宮図<岩佐勝以筆/>
- ・キトラ古墳壁画
- ・絹本著色智光曼荼羅図
- ・絹本著色熊野曼荼羅図
- ・南風<和田三造筆 一九〇七年/油絵 麻布>
- ・紙本墨画果蔬涅槃図<伊藤若冲筆/>
- ・紙本墨画淡彩瀑布図<円山応挙筆/安永元年四月の年記がある>
- ・絹本著色弥勒下生変相図<李晟筆/>
- ・絹本著色阿弥陀浄土図

## &lt;彫刻の部&gt;

- ・木造雲中供養菩薩像
- ・木造観音菩薩坐像
- ・木造聖徳太子立像
- ・木造地藏菩薩立像
- ・木造阿弥陀如来立像<快慶作/>
- ・木造四天王立像<（焼損）/（所在食堂）>
- ・木造夜叉神立像
- ・木造四天王立像<隆賢作/>
- 〔木造丹生明神坐像
- 〔木造高野明神坐像
- ・木造神王面
- 〔木造乾峯土曇坐像
- 〔木造岳翁長甫坐像

## &lt;工芸品の部&gt;

- ・紅綾地亀甲菱襷文様総鹿子絞小袖
- ・薄黄縮緬地鷹衝立文様友禅染振袖
- ・蔓梅擬目白時絵軸盆<原羊遊斎作/酒井抱一下絵>
- ・能装束
- ・交趾大亀香合
- ・金銀鍍菊花文散銅水瓶
- ・色絵椿文大皿<鍋島/>

## &lt;書跡・典籍の部&gt;

- ・源氏物語<行幸/>
- ・源氏物語（池田本）
- ・紺紙金字法華経
- ・高麗版大般若経

## &lt;古文書の部&gt;

- ・平清盛請文
- ・明通寺寄進札
- ・長命寺文書（四千五百六十七通）
- ・東寺靈宝蔵文書（二百三十六通）

## &lt;考古資料の部&gt;

- ・奈良県キトラ古墳出土品
- ・北海道八千代A遺跡出土品
- ・青森県丹後平古墳群出土品
- ・福島県荒屋敷遺跡出土品
- ・茨城県三味塚古墳出土品
- ・奈良県唐古・鍵遺跡出土品
- ・島根県上塩冶築山古墳出土品

## &lt;歴史資料の部&gt;

- 〔明国笥付<上杉景勝宛/>
- 〔明冠服類（文禄五年上杉景勝受贈）
- 〔安南国大都統官阮漢書簡<加藤清正宛/>
- 〔安南国大都統官阮漢書簡<加藤清正宛/>
- ・江戸幕府書物方関係資料
- 〔安南国副都堂福義侯阮書簡<日本国国王宛/>
- 〔安南国文理侯書簡<日本国商人市良碧山伯等宛/>
- ・ED四〇形式一〇号電気機関車</大正十年，鉄道省大宮工場製>
- ・ED一六形式一〇号電気機関車</昭和六年，三菱造船株式会社，三菱電機株式会社製>
- ・大津百艘船関係資料
- ・京都盲啞院関係資料



重要文化財 木造雲中供養菩薩像

## （2）無形文化財

演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いものを「無形文化財」と呼んでいます。無形文化財は，人間の「わざ」そのものであ

り、具体的にはその「わざ」を体現・体得した個人又は団体によって表現されます。

無形文化財のうち重要なものを「重要無形文化財」に指定し、同時に、これらの「わざ」を高度に体現・体得している者又は団体を「保持者」又は「保持団体」として認定しています（図表15）。保持者の認定には、重要無形文化財である芸能又は工芸技術を高度に体現・体得している者を認定する「各個認定」（この保持者がいわゆる、「人間国宝」）と、二人以上の者が一体となって舞台を構成している芸能の場合は、その「わざ」を高度に体現している者が構成している団体の構成員を認定する「総合認定」があります。また、「保持団体認定」は、重要無形文化財の性格上個人的特色が薄く、かつ、その「わざ」を保持する者が多数いる場合、これらの者が主な構成員となっている団体を認定するものです。

重要無形文化財の各個認定の保持者に対し、「わざ」の錬磨向上と伝承者の養成のための特別助成金を交付するとともに、重要無形文化財の総合認定保持者が構成する団体や保持団体、地方公共団体等が行う伝承者養成事業、公開事業等を補助しています。また、我が国にとって歴史上、芸術上価値の高い重要無形文化財（工芸技術）を末永く継承し保護していくため、保持者の作品等の無形文化財資料を購入したり、その「わざ」を映像で記録して公開したりしています。

図表15 平成30年度の重要無形文化財の指定・認定

平成30年9月25日指定・認定

○芸能の部

のうはやし かたおおつづみ  
・能囃子方大鼓

かきほら たかし  
柿原 崇志

○工芸技術の部

えど こもん  
・江戸小紋

こみや やすまさ  
小宮 康正

ちんきん  
・沈金

やまざし かずお  
山岸 一男



重要無形文化財「能囃子方大鼓」保持者：柿原 崇志

### (3) 民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものを「民俗文化財」と呼んでいます。民俗文化財には有形のものと無形のものがあります。

有形、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを「重要有形民俗文化財」、「重要無形民俗文化財」に指定し、保存しています（図表16）。また、重要有形民俗文化財以外の有形民俗文化財のうち、保存・活用のための措置が特に必要とされるものを「登録有形民俗文化財」に登録するとともに、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に記録作成等を行う必要があるものを「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択しています。

民俗文化財は日常生活に基盤を置くものであり、近年の急激な社会構造や生活様式の変化によって変容・衰退のおそれがあります。文化庁は、重要有形民俗文化財に指定された衣服や器具・家屋等を保護するため、管理や修理、保存活用施設の整備等の事業を補助するとと

もに、重要無形民俗文化財に関する伝承者の養成や用具等の修理・新調等の事業に対しても補助を行っています。また、文化庁が選択した無形の民俗文化財を対象に、特に変容・衰滅のおそれが高いものについて、計画的に映像等による記録保存を確実に進めています。

**図表 16 平成 30 年度の重要有形民俗文化財等の指定**

平成 31 年 3 月 28 日指定

○重要有形民俗文化財（1 件）

・伊達の蚕種製造及び養蚕・製糸関連用具

○重要無形民俗文化財（3 件）

・会津の御田植 祭

・間々田のじゃがまた

・小倉祇園祭の小倉祇園太鼓



重要有形民俗文化財「伊達の蚕種製造及び養蚕・製糸関連用具」

#### （4）記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの、動物や植物、地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを総称して「記念物」と呼んでいます。記念物のうち重要なものを、遺跡は「史跡」に、名勝地は「名勝」に、動物、植物、地質鉱物は「天然記念物」に指定し、さらに、それらのうち特に重要なものについては、「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定して保護しています（図表 17）。また、今日の地域開発の進展や生活様式の急激な変化に伴い、残存が困難な状況にある記念物については登録という緩やかな手法で保護しています。登録記念物については、「遺跡関係」、「名勝地関係」、「動物、植物及び地質鉱物関係」の三つの種別があります。

指定・登録された史跡等について、保存と活用を図るための計画策定や整備等を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施しています。

図表 17

平成 30 年度の史跡・名勝・天然記念物の指定及び登録記念物の登録

○平成 30 年度の史跡の指定

平成 30 年 10 月 15 日指定 (9 件)

長者山官衙遺跡及び常陸国海道跡 [茨城県日立市]

築瀬二子塚古墳 [群馬県安中市]

新津油田金津鉱場跡 [新潟県新潟市]

宇治古墳群 [京都府宇治市]

坂東俘虜収容所跡 [徳島県鳴門市]

朝倉須恵器窯跡 小隈窯跡 山隈窯跡 [福岡県朝倉郡筑前町]

筑豊炭田遺跡群 三井田川鉱業所伊田坑跡 目尾炭坑跡 旧筑

豊石炭鉱業組合直方会議所及び救護練習所模擬坑道 [福岡県田川

市・飯塚市・直方市]

下藤キリシタン墓 [大分県臼杵市]

弁之御嶽 [沖縄県那覇市]

平成 31 年 2 月 26 日指定 (9 件)

チャシコツ岬上遺跡 [北海道斜里郡斜里町]

棚倉城跡 [福島県東白川郡棚倉町]

下寺尾西方遺跡 [神奈川県茅ヶ崎市]

城の山古墳 [新潟県胎内市]

甲府城跡 [山梨県甲府市]

船来山古墳群 [岐阜県本巣市]

勝山御殿跡 [山口県下関市]

高松藩主松平家墓所 [香川県高松市・さぬき市]

安徳台遺跡 [福岡県那珂川市]

○平成 30 年度の名勝の指定

平成 30 年 10 月 15 日指定 (4 件)

白山公園 [新潟県新潟市]

宇治山 [京都府京都市]

中山仙境(夷谷) [大分県豊後高田市]

文殊耶馬 [大分県国東市]

平成 31 年 2 月 26 日指定 (1 件)

旧益習館庭園 [兵庫県洲本市]

○平成 30 年度の天然記念物の指定

平成 30 年 10 月 15 日指定 (1 件)

養老川流域田淵の地磁気逆転地層 [千葉県市原市]

平成 31 年 2 月 26 日指定 (2 件)

銅山峰のツガザクラ群落 [愛媛県新居浜市]

竹田市神原の大野川水系イワメ生息地 [大分県竹田市]

○平成 30 年度の登録記念物の登録

平成 30 年 10 月 15 日登録 (1 件)

名勝地関係

糸原氏庭園 [島根県仁多郡奥出雲町]

平成 31 年 2 月 26 日登録 (3 件)

遺跡関係

会津飯盛山 白虎隊土墳墓域 [福島県会津若松市]

名勝地関係

丹藤氏庭園(旧三上氏庭園) [青森県弘前市]

興禅寺庭園(看雲庭) [長野県木曾郡木曾町]



筑豊炭田遺跡群三井田川鉱業所伊田坑跡

### (5) 重要文化的景観

石積みの棚田が営まれる集落、流通・往來の結節点に形成された町場、河川流域の土地利用等、地域における人々の生活又は生業や当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを「文化的景観」と呼んでいます。文化的景観を有する都道府県又は市町村では、「景観法」に基づく景観計画・条例や文化的景観保存計画等によって文化的景観の適切な保存・活用を図っています。このような文化的景観のうち、文化庁では、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを「重要文化的景観」として選定しています(図表 18)。

地方公共団体が行う文化的景観に関する保存調査や、文化的景観保存計画の策定、地域住民が参加するワークショップ等の普及・啓発、重要文化的景観の整備等の事業を補助しています。

図表 18

## 平成 30 年度の重要文化的景観の選定

平成 30 年 10 月 15 日選定（2 件）

伊庭内湖の農村景観 [滋賀県東近江市]

北大東島の嶺鉢山由来の文化的景観 [沖縄県北大東村]

平成 31 年 2 月 26 日選定（1 件）

宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 [愛媛県西予市]



宇和海狩浜の段畑と農漁村景観（愛媛県西予市）

## （6）重要伝統的建造物群保存地区

周囲の環境と一体を成して歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いものを「伝統的建造物群」と呼んでおり、城下町や宿場町、門前町、農山村集落などがこれに当たります。伝統的建造物群を有する市町村は、伝統的建造物群やこれと一体を成して価値を形成している環境を保存するために「伝統的建造物群保存地区」を定め、伝統的建造物の現状変更の規制等を行い、歴史的集落や町並みの保存と活用を図っています。文化庁は、伝統的建造物群保存地区のうち、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」に選定しています（図表 19）。

「伝統的建造物群」を持つ市町村が行う伝統的建造物群の保存状況等の調査や、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の修理、伝統的建造物以外の建築物等の修景、伝統的建造物群と一体を成して価値を形成している環境の復旧、防災計画を策定するための調査、防災のための施設・設備の設置、建造物や土地の公有化等の事業を補助しています。

図表 19

## 平成 30 年度の重要伝統的建造物群保存地区の選定

平成 30 年 8 月 17 日選定（1 件）

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区 [福島県喜多方市]

喜多方市小田付伝統的建造物群保存地区  
(福島県喜多方市（提供 喜多方市教育委員会）)

## （7）文化財保存技術

我が国固有の文化によって生み出され、現在まで保存・継承されてきた文化財を確実に後世へ伝えていくために欠くことのできない文化財の修理技術・技能やこれらに用いられる材

料・道具の製作技術等を「文化財の保存技術」と呼んでいます。文化財の保存技術のうち保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」に選定するとともに、その技術を正しく体得している者を「保持者」として、技術の保存のための事業を行う団体を「保存団体」として、それぞれ認定し、保護を図っています。

## （8）文化財を確実に次世代に継承するための取組の充実

無形文化財の伝承や有形文化財の保存修理等のために必要となる伝統的な用具・原材料の入手が困難となってきた状況を受けて、その安定的な確保を目指し、関連技術の内容や生産現場の実状を正確に把握するための実態調査を行っています。

ふるさと文化財の森システム推進事業を実施して、建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者を育成するほか、資材の重要性や保存修理の考え方や方法についての理解を深めるため、修理用資材の確保や当該資材に関する技能者の育成等に関する普及啓発活動、保存修理の現場公開及び展示等を行っています。

美術工芸品を災害や盗難等の被害から守るため、手引の作成や研修会の開催など、防災・防犯意識の向上や有効な対策への理解を促進するための取組を実施しています。さらに、海外流出や散逸等のおそれがある国宝・重要文化財等についても、国で買い取って保存しています。あわせて、海外流出を防ぐために、古美術品を海外に輸出する際には、当該古美術品が国宝・重要文化財に指定されておらず重要美術品に認定されていないことを証明する「古美術品輸出鑑査証明」を発行しています。（平成30年度3,734件）また、美術工芸品の活用を図るため、文化財保存施設の整備の推進や、国宝・重要文化財が出品される展覧会への支援とともに、国所有の国宝・重要文化財を文化庁主催展覧会に出品したり、博物館等に貸与したりしています。

国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状を把握するため、平成29年度末にフォローアップを行いました。フォローアップ調査時点の全指定件数1万524件のうち、所在不明の文化財は161件、追加確認の必要がある文化財は51件でした。現在、所在不明及び追加確認の必要がある文化財の所在確認を進めるとともに、31年2月より盗難文化財を含む所在不明文化財に関する情報を文化庁HP上で公開しています。

## 3 埋蔵文化財の保護

「埋蔵文化財」（土地に埋蔵されている文化財）は、その土地に生きた人々の営みを示す遺産であり、土地に刻まれた地域の歴史と文化そのものです。

埋蔵文化財を保護するために、「埋蔵文化財包蔵地」（全国に約46万8,000件）として周知された土地で開発事業等を行う場合、事前にその遺跡の内容を確認するための試掘・確認調査等を行います。そして、遺跡を現状保存するために調整を行いますが、やむを得ず現状保存できない場合は、遺跡の記録を作成してそれを保存するための発掘調査が必要になります（記録保存調査）。また、地域にとって重要な遺跡を積極的に現状保存するために、発掘調査を行う場合もあります（保存目的調査等）。

現在、毎年約8,000件の発掘調査が全国で行われ、多くの成果が得られています。文化庁では、その成果をより多くの国民に、できるだけ早く、分かりやすく伝えるために、毎年「発掘された日本列島」展を開催しています。第24回目となる平成30年度の展覧会は、東京都江戸東京博物館、石川県立歴史博物館、岐阜市歴史博物館、広島県立歴史博物館、川崎市市民ミュージアムを巡回しました。

また、水中に所在する埋蔵文化財（水中遺跡）の保護体制の整備充実を図るため、地方公共団体が水中遺跡の保存活用を円滑に推進するためのてびきの作成を進めています。

「大規模震災における古墳の石室及び横穴墓等の被災状況調査の方法に関する調査研究事業」として、平成28年熊本地震で大きな被害を受けた史跡井寺古墳を始めとする熊本県内の古墳について、詳細な被災状況調査を進めています。



異形台付土器（特別史跡加曾利貝塚出土）



単鳳環頭大刀（皆見大塚古墳出土）

## 4 古墳壁画の保存と活用

我が国では2例しか確認されていない極彩色古墳壁画である高松塚古墳及びキトラ古墳の両古墳壁画は、「国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設」及び「キトラ古墳壁画保存管理施設」で保存修理・活用等が行われています。

特別史跡キトラ古墳の恒久的な保存と確実な継承のため、修理が完了したキトラ古墳壁画は、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区のキトラ古墳壁画保存管理施設（キトラ古墳壁画体験館「四神の館」内）で、期間を定めて一般公開しました。4回の公開期間中（112日間）、合計2万9,276人の来館がありました。

国宝高松塚古墳壁画は、石室を解体して壁画を修理する保存方針に基づき、仮設修理施設において保存修理作業等を実施しています。引き続き壁画の保存修理作業をすすめるとともに、修理中の壁画の公開を実施します。また、キトラ古墳壁画の公開に合わせ、国宝高松塚古墳壁画仮設修理施設においても4回の修理作業室の公開を行い、28日間で計6,134人の参加がありました。

## 5 世界文化遺産と無形文化遺産

### （1）世界文化遺産

世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）は、顕著な普遍的価値を持つ文化遺産・自然遺産を、人類全体のための世界の遺産として損傷・破壊等の脅威から保護することを目的として、1972（昭和47）年に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）（※2）総会で採択され、我が国は1992（平成4）年に条約を締結しました。2019（平成31）年3月末現在の締約国数は193か国になっています。

毎年1回開催される世界遺産委員会では、締約国からの推薦や諮問機関の評価等に基づいて審議が行われ、顕著な普遍的価値を持つと認められる文化遺産・自然遺産が世界遺産一覧表に記載されます。2019（平成31）年3月末現在で1,092件の遺産（文化遺産845件、自然遺産209件、複合遺産38件）が記載されています。

2018（平成30）年7月、我が国が推薦を行っていた「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が、世界遺産委員会での審議を経て、我が国で22番目の世界遺産として認めら

れました（図表20）。

現在、「百舌鳥（もず）・古市（ふるいち）古墳群」を世界文化遺産として推薦しており、2019（令和元）年夏に開催される世界遺産委員会で登録の可否が決定される予定です。

図表20 我が国の世界遺産一覧

	記載物件名	所在地	記載年	区分
①	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	平成5年	文化
②	姫路城	兵庫県	平成5年	文化
③	屋久島	鹿児島県	平成5年	自然
④	白神山地	青森県・秋田県	平成5年	自然
⑤	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府・滋賀県	平成6年	文化
⑥	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	平成7年	文化
⑦	原爆ドーム	広島県	平成8年	文化
⑧	厳島神社	広島県	平成8年	文化
⑨	古都奈良の文化財	奈良県	平成10年	文化
⑩	日光の社寺	栃木県	平成11年	文化
⑪	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	平成12年	文化
⑫	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県・奈良県・和歌山県	平成16年	文化
⑬	知床	北海道	平成17年	自然
⑭	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	平成19年	文化
⑮	小笠原諸島	東京都	平成23年	自然
⑯	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県	平成23年	文化
⑰	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県・静岡県	平成25年	文化
⑱	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	平成26年	文化
⑲	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県	平成27年	文化
⑳	国立西洋美術館（ル・コルビュジエの建築作品—近代建築運動への顕著な貢献—）	東京都（他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド）	平成28年	文化
㉑	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	平成29年	文化
㉒	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	平成30年	文化

## （2）無形文化遺産の保護に関する取組

世界各地において、生活様式の変化など社会の変容に伴って、多くの無形文化遺産が衰退や消滅の危機にさらされる中、2003（平成15）年のユネスコ総会において、「無形文化遺産の保護に関する条約」が採択され、2006（平成18）年4月20日に発効しました。我が国は、2004（平成16）年に3番目の締約国となりました。2019（平成31）年2月末現在、この条約には178か国が加盟しています。この条約では、無形文化遺産を保護することを目的として、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」の作成、無形文化遺産の保護のための国際的な協力及び援助体制の確立、締約国が取るべき必要な措置等について規定されています。

2018（平成30）年11月、「来訪神：仮面・仮装の神々」が代表一覧表に記載されました。現在、我が国の記載件数は21となっています（図表21）。

2018（平成30）年度は、2017（平成29）年度に提案したものの審査が延期となっていた「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」をユネスコへ再提案することが文化審議会及び無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において決定されました。今後、2020（令和2）年11～12月頃に開催される政府間委員会で代表一覧表への記載可否が審議される予定です。

図表 21

代表一覧表に記載されている我が国の無形文化遺産

名 称	記載年	名 称	記載年
のうがく 能楽	平成20年記載	だいもくたて 題目立	平成21年記載
にんぎょうじょうるりぶらんく 人形浄瑠璃文楽	平成20年記載	こしきぶよう アイヌ古式舞踊	平成21年記載
かぶき 歌舞伎	平成20年記載	くまおどり 組踊	平成22年記載
がく 雅楽	平成21年記載	ゆうまつむぎ 結城紬	平成22年記載
おちやちぢみ まちごじょうふ 小千谷縮・越後上布	平成21年記載	みづぼ ほんたうえ 壬生の花田植	平成23年記載
こしまじま 甌島のトシドン	平成21年記載	さだしのう 佐陀神能	平成23年記載
おくのと 奥能登のあえのこと	平成21年記載	なち でんがく 那智の田楽	平成24年記載
はやち ねかぐら 早池峰神楽	平成21年記載	わしよく にほんじん でんとうてき しょくぶん か 和食：日本人の伝統的な食文化	平成25年記載
あきう たうえおどり 秋保の田植踊	平成21年記載	わし にほん てすわし ぎじゆつ 和紙：日本の手漉和紙技術	平成26年記載
チャッキラコ	平成21年記載	やま ほん やたいぎょうじ 山・鈴・屋台行事	平成28年記載
だいいちどうぶがく 大日堂舞楽	平成21年記載	らいほうしん かめん かそう かみがみ 来訪神：仮面・仮装の神々	平成30年度記載

## 第10節

# 文化財をはじめとする文化資源を活用した付加価値の創出

## 1 文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

平成28年に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を推進するため、文化庁では文化財を中核とする観光拠点の整備、並びに当該拠点等において実施される文化財等の観光資源としての魅力を向上させる取組への支援を行っています。

### (1) 文化財活用・理解促進戦略プログラム2020

「明日の日本を支える観光ビジョン」等を踏まえ、文化庁において策定した「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を推進します。これらの方針に基づき、引き続き、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備するほか、文化財の一体的・面的活用や外国人の方にも分かりやすい解説の整備、文化資源の質の向上などに取り組むことにより、より一層の文化財の活用を図ります。

### (2) 文化資源の磨き上げについて

平成31年1月より、国際観光旅客税が創設され、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化が推進されているところです。文化財についても地域固有の文化資源として、国内外問わず多くの人々にその歴史的価値・魅力を発信すべく、国際観光旅客税を充当し、文化財に新たな付加価値を付与してより魅力的なものとなるよう磨き上げる取組を支援していきます。

具体的には、「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充や、文化財に新たに付加価値を付与しより魅力的なものとするための取組「Living History（生きた歴史体感プログラム）」等を支援します。また、日本が誇る先端技術を活用し、主要な空港等において、日本文化の効果的な発信を行うことや、文化財について先進的・高次元な多言語解説を整備することに対して支援を行います。